

別紙 1

1) 「災害歯科保健歯科衛生士」の登録について

「災害歯科保健歯科衛生士」の登録は e ラーニング(DH-KEN)で災害に関する基礎研修を受講した歯科衛生士とする

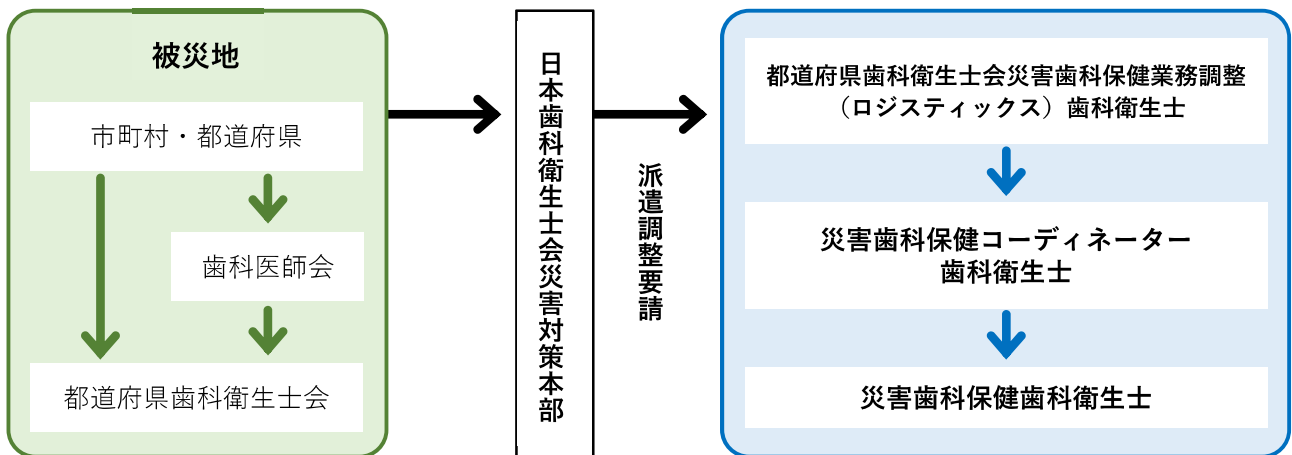
登録者	日本歯科衛生士会
e ラーニングの受講終了後、「災害歯科保健歯科衛生士」登録の説明を読み登録する	生涯研修単位の付与 登録を確認・e ラーニングの受講終了を確認 名札を作成し郵送する
「災害歯科保健歯科衛生士」登録者として名簿を作成し、ホームページに掲載する	

「災害歯科保健歯科衛生士」の登録期間・更新について

- ・ 災害歯科保健歯科衛生士の登録期間は登録日の年度を含めて3か年度とする
- ・ 災害歯科保健歯科衛生士の更新条件は、災害に関する研修受講とする

「災害歯科保健歯科衛生士」の活用について

- ・ **名簿の公開**：災害歯科保健歯科衛生士の登録者はホームページで公開する
- ・ **ネットワーク作り**：定期的に日本歯科衛生士会より災害関係の情報提供・連絡確認を行う（災害歯科保健委員会よりメール連絡や最新情報提供をおこなう）
- ・ **災害発生時**：歯科保健活動を行なうための出動要請をする（下記図参考）



災害歯科保健活動の規模によって
派遣要請の地域を拡大する

隣接する
都道府県会

近距離
都道府県会

遠距離
都道府県会

災害時の出動要請について

- ① 被災地での災害歯科保健活動に従事する際は、日本歯科衛生士会が傷害保険に加入します。
- ② 「災害歯科保健活動 歯科衛生士実践マニュアル」最新版を精読して活動を行ってください。
- ③ 活動終了後は、速やかに日本歯科衛生士会の指定書式による「活動報告書」を提出願います。